アブリテックジャパン株式会社

住宅用太陽光発電システム

安心長期保証

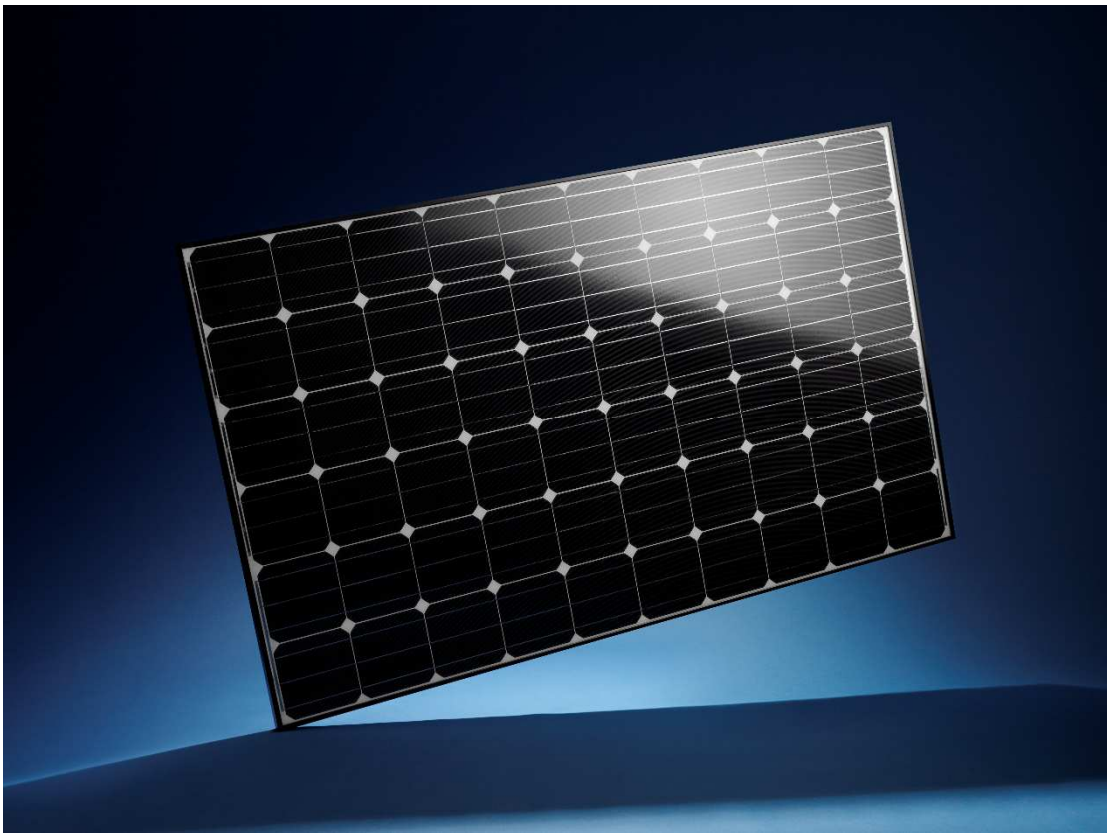

①システム保証(10 年)

②発電保証(25 年)

③自然災害補償(10 年)

④工事お見舞金制度(10 年)

①太陽光発電システム保証概要

アブリテックジャパン住宅用太陽光発電システムを対象に設置日より 10 年間の保証期間内において取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きによる正常なご使用状態でシステム構成機器に製造上の異常が発見された場合には無償にて修理品または代替品の納入を致します。

保証対象

アブリテックジャパン住宅用太陽光発電システム(50kW 未満)

・モジュール　　・パワーコンディショナ
・接続箱　　・昇圧器
・架台　　・ケーブル

※モニターは除外

※この保証は各販売店様より設置完了日から 3 か月以内に保証申請書類をお送り頂き、当社から保証書を発行したシステムにのみ適応されます。

モジュール

パワコン

昇圧器

保証期間

・設置日より 10 年間

保証内容

取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きによる正常なご使用状態でシステム構成機器に製造上の異常が発見された場合、無償にて修理または代替品の納入をいたします。修理が不可能で、且つ同一の代替品が生産中止等で納入できない場合は、その時点で生産している同等の製品をもって代えるものとします。この場合代えるものは交換を要するシステム構成機器のみで、他のシステム構成機器、モジュール全体の納入は保証の範囲外となります。現品の返送または交換品(修理済み製品を含む)の発送に係る費用は通常発生する範囲内で当社にて負担いたします。

免責事項

・システム構成機器製造会社、当社、当社指定の工事店いずれか以外で行ったシステム構成機器及び周辺屋根材に関する点検、修理、移設または改造に起因する場合、またはシステム構成機器及び周辺屋根材の構造、性能、品質に影響を及ぼす、システム構成機器製造会社、当社、当社指定の工事店が関与しない住宅の増改築及び補修に起因する場合
・システム構成機器及び周辺屋根材の施工工事以外の工事に起因する場合
・通常の使用方法と異なる使用・管理等に起因するもの、システム構成機器及び周辺屋根材の用途、仕様、条件、環境を超えて使用したことに起因する場合

・システム構成機器及び周辺屋根材の性能や構造、強度に影響を及ぼさない経年劣化または通常使用による変化(変色、さび、傷、汚れ、表示部の劣化を含む)
・建物自体の変形または内部結露、下地の腐食などに起因する場合
・天災地変(地震、台風、噴火、洪水、津波、落雷、雪災等)に起因する場合、または地盤変動(土地の沈下、隆起等)土砂崩れ等周辺環境の変化に起因する場合
・戦争、暴動、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合
・お客様が採用、または、採用させた材料、部品、機器、設置工事方法等で、当社が事前に承諾をしていないものに起因する場合
・公害・塩害に起因する場合
・系統連系している商用電源のノイズ、電圧変動等電源品質等に起因する場合
・お客様がシステム構成機器をご購入時に実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象に起因する場合
・その他システム構成機器製造会社、当社、当社指定の工事店の責に帰する事が出来ない事由による場合
・法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても、本製品の故障又は損傷に起因して生じた直接または間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、経済的拡大被害(逸失した利益、ビジネス上の収益、信用あるいは節約すべかりし費用を含む)、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(障害に起因する死亡および怪我を含む)に関して、当社は一切の責任を負わないものとさせて頂きます。

保証適応範囲外

・本書に記載のない場合
・本書の字句を書き換えられた場合
・使用上の誤り、または不当な修理や改造による故障や損傷
・消耗品が損耗し取り替えを要する場合
・本書の免責事項に該当する場合で、ご購入者様が当社に修理を要望される場合
・電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない障害での出張費用、点検費用、診断費用、見積費用、および諸経費、部品交換を伴わない調整、手直し修理、作業等(清掃、設定、更新等で完了する場合)についてはその実費を申し受けます。
・離島および離島に準ずる遠隔地へ出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。また、機器故障なき場合の点検および点検に要する足場据付費用並びにクレーン借料及びこれらの作業に要する諸経費は有料となります。

②太陽電池モジュール発電保証概要

発電性能について、太陽電池モジュールの瑕疵によりモジュール出力が 10 年以内で最大出力の下限値(公称最大出力の 90%)の 90%未満となる場合や 25 年以内で最大出力の下限値(公称最大出力の 90%)の 80%未満となる場合など、アブリテックジャパン保証書の規定条件を満たさなくなった場合、太陽電池モジュールの交換を行います。

保証対象

・当社の有する商標が付いた製品で、当社が販売するシリコン結晶系太陽電池モジュール

※この保証は各販売店様より設置完了日から 3 か月以内に保証申請書類をお送りいただき、当社から保証書を発行したシステムにのみ適応されます。

保証期間

①製品保証については設置完了日から 10 年まで

②発電保証については設置完了日から 25 年まで

但し、本約款の履行により交換された製品については、交換前の対象製品の残り期間を保証期間とします。

また、本約款に定める保証期間はいかなる理由に関わらず延長されることはないものとします。

保証内容

保証期間内において次の各号に定める不具合および故障(以下、不具合)について、当社に速やかに通知され、当社がこれを承認した場合、当該不具合品について交換(以下、サービス)を行います。なお、交換対象となった製品の所有権は当社に帰属します。

・製品について、通常の設置、使用状況において製造上に起因する太陽電池モジュールの割れ、性能低下を伴う外観変化があった場合

・製品の出力保証について、標準試験条件下(STC=Air mass 1.5 1000 W/㎡,25℃,)で、以下の基準に該当する当社仕様に定める条件に達しない場合

Ⅰ.仕様書に記載される当該製品の公称最大出力の下限値(公称最大出力の 90%)の 90%未満については 10 年間

Ⅱ.仕様書に記載される当該製品の公称最大出力の下限値(公称最大出力の 90%)の 80%未満については 25 年間

※公称最大出力値は JIS C 8918 で規定される条件に基づきます。

保証適応範囲外

・モジュール交換施工費用、点検費用等

・本製品に接続、接触している他の機器に起因した不具合の場合

・保証開始時の設置場所以外に設置されている場合

・本規定のサービス請求者が保証書記載の所有者であることを証する書類の提出を拒んだ場合
・当社に無断で製品の改造や変更を行った場合
・戦争、暴動、火災、風災、水災、地震、落雷、砂塵害、落下、崩壊等、当社のコントロール範囲外の原因によって生じた不具合の場合
・製品の使用上の誤りにより生じる不具合の場合
・設置および取り外しの事故により生じる不具合の場合
・正常な使用状況において生じた性能低下を伴わない製品外観上の不具合の場合
・システム構成機器および周辺屋根材の性能や構造、強度に影響を及ぼさない経年劣化、または通常使用による変化(変色、さび、傷、汚れ、表示部の劣化)の場合
・その他当社の設置基準外の状況下において使用される場合
・本製品の不具合による経済的損失の補填費用等

③太陽光発電システム自然災害補償概要

補償対象

・アブリテックジャパン住宅用太陽光発電システム(50kW 未満)

※この保証は各販売店様より設置完了日から 3 か月以内に保証申請書類をお送りいただき、当社から保証書を発行したシステムにのみ適応されます。

補償期間

・設置日より 10 年間

補償内容

・火災、落雷、風災、雹災、水災、雪災、外部からの物体の衝突により対象システムが損壊を負った場合、1 事故につき 200 万円を上限に、補修費用相当額をお支払いいたします(詳細は、次の免責事項および補償枠組のとおり。)。

免責事項

・ご購入者様または第三者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
・ご購入者様と生計を共にする同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
・戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
・補償の対象の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質による蒸れ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害
・盗難、紛失または置き忘れによって生じた損害
・外来の事故に直接起因しない補償の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
・補償の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
・詐欺または横領によって生じた損害
・かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等補償の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷、埃の堆積などの経年劣化
・補償の対象の設置場所を変更した後に生じた場合
・補償の対象を売却または譲渡した後に生じた場合
・ご購入者様の加入する他の保険契約等で補償される場合
・モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、架台、金具、その他当社から提供した部材に加工や改造を施したことに起因する事故や損害

補償枠組

・毎年 1 月 1 日を起算日として、1 年を 4 か月毎の 3 つの期間(以下「各対象期間」)に分けます。
・対象期間毎に、当該期間内にご請求のあった補償対象者に対して補償金のお支払いを実施します。
・各補償対象者に対する補償金のお支払いは、各対象期間の満了後、各補償対象者からのご請求内容について審査した上で実施します。
・各対象期間における補償総額は 700 万円を上限とし、補償対象者からの請求総額が当該上限金額を超える場合には、当該上限額を各補償対象者の請求額(上限 200 万円※)により按分してお支払い致します。※各補償対象者からの請求額が実際の補修費用相当額を上回る場合には、当該補修費用相当額が按分計算の基礎となります。
・各対象期間の補償総額が上記の上限額を下回った場合には、その差額は繰り越され、次の対象期間の上限額に加算されるものとします。ただし、この繰り越しは毎年 12 月 31 日をもってリセットされるものとし、1 月 1 日から始まる対象期間には繰り越されません。

④太陽光発電システム工事お見舞金制度概要

補償対象

・アブリテックジャパン住宅用太陽光発電システム(50kW 未満)

※この保証は各販売店様より設置完了日から 3 か月以内に保証申請書類をお送りいただき、当社から保証書を発行したシステムにのみ適応されます。

補償期間

・設置工事開始日より 10 年間

補償内容

・当社の施工 ID を取得した施工店が行った太陽光発電システム設置工事によって生じた構成機器の不具合、またはモジュール設置部からの雨漏りについて、お客様において実際に発生した修理費等の損害額に応じ、20 万円以上の損害額で 5 万円、100 万円以上の損害額で 10 万円のお見舞金をお支払いいたします。

免責事項

・当社の施工 ID を取得した施工店以外による施工の場合
・修理にかかった費用のわかる契約書の写しまたは領収書の写しをご提出いただけない場合
・対象システムの設置工事に直接起因しない損害
・当社指定架台以外を設置された場合
・天災地変(地震、台風、噴火、洪水、津波、落雷、雪災等)に起因する場合、または地盤変動(土地の沈下、隆起等)土砂崩れ等、周辺環境の変化に起因する場合